

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(※)を締結していますか

どちらかを☑してください。

締結している

事業報告書に労使協定を添付してください

【注意】条文中に「就業規則第○条…」 「賃金規程等第○条…」等と記載がある場合は、その規程から抜粋し、写しを2部添付して下さい。

締結していない

労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

※労働者派遣法第30条の4第1項の協定

同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

※様式第11号の報告書と併せて労使協定書の写しを提出する際は、

こちらの様式も一緒に提出してください。

(データは様式第11号Excelファイルのシートに含まれています。)

【記載例】

この報告書では、「事業年度内の実績」と「6月1日の現況」を報告していただきます。
事業所ごとに作成し、**原則 6月1日～6月30日**までに**3部**提出してください。
提出は実績に関係なく**第1面～9面まで必要**です。※第10面～14面の記載要領は提出不要

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

派遣実績なし

実績がない場合

以下の項目に記載が必要です。

- 第1面余白 ⇒ 「派遣実績なし」
- 第1面 ⇒ **すべて**
- 第2面 ⇒ (1)①、(5)①②
- 第5面 ⇒ (10)
- 第6面 ⇒ (11)①
- 第7面 ⇒ 1①

厚生労働大臣 殿

許可番号	派07-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	令和4年3月1日
更新日ではなく許可を受けた日	

労働者派遣事業報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

（6月1日現在の状況報告）
のみの場合は、（年度報告）を
二重線で見え消す

令和6年 6月 5日

提出日(投函)

株式会社ふくしま
提出者 代表取締役 福嶋 一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきかいしゃふくしま		
1 氏名又は名称	株式会社ふくしま		
2 住所	〒(960-0000) 福島県郡山市〇〇町三丁目△番地 (024) ×××-××××		
(ふりがな)	ふくしま いちろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	福嶋 一郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきかいしゃふくしま せいぞうじぎょうぶ		
4 事業所の名称	株式会社ふくしま 製造事業部		
5 事業所の住所	〒(960-0000) 福島県福島市〇〇町△番地□ビル2F		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	
7 産業分類	名称	その他の電磁部品・デバイス・電子回路製造業	分類番号 2899
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	
10 親会社の名称			
	①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 備考	※報告書の担当者名と連絡先TEL記載(社会保険労務士等の提出代行者も同じです) 担当者名：福嶋 太郎 連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

登記事項どおりに

事業主と事業所が同一の場合でも、
4、5は省略せずに記載

主たる事業の日本標準産業分類の
名称と4桁の細分類番号を記載
※総務省HPで検索可能

原則、会社の事業年度に合わせて記載
※事業年度の途中で派遣許可を受けた場合は
許可日から事業年度末日まで

構内請負とは、発注者の事業所や工場の
構内で生産活動を請け負うことです。
(製造業のみ該当)

※労働局記入欄

※こちらの様式「労働者派遣事業報告書 様式11号」は、

厚生労働省HPまたは福島労働局HPより、Excelファイルをダウンロードしてご利用ください。

◆◆ご不明な点は 福島労働局需給調整事業室 TEL024-529-5746 までお問合せください◆◆

I 年度報告

I 年度報告(第2面)
 (1)…決算期末における人数 (例: 3月決算⇒ R.6.3.31現在)
 (2)~(8)…報告対象期間の人数 (第1面の8の期間)

①③「通算雇用期間」⇒ 派遣元での通算雇用期間
 ②④「同じ職場に1年以上派遣見込み」⇒ 報告対象期間末日現在、派遣先の組織単位(課やグループ)での通算の派遣契約の期間

(例) 3月末決算で、R6.1.1採用の派遣労働者を派遣した。
 (派遣契約期間は1年)
 ⇒この場合は、派遣元での通算雇用期間は3ヶ月だが、派遣先の同じ組織単位に1年の派遣見込みがあるため、③「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」と、④「同じ職場に1年以上派遣見込みの者(③の内数)」欄に計上する。

①全労働者	28	①	②	③	④
		通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
②派遣労働者総計	15	10	8	5	3
③無期雇用派遣労働者	3	2	2	1	0
④有期雇用派遣労働者	12	8	6	4	3
⑤日雇派遣労働者	0				
⑥登録者 ※	12	-	-	-	-

(2) 労働者派遣事業の売上高
 千円、万円単位や小数点は使用しない ※消費税を含む額
 40,000,000

(3) 請負事業の売上高
 10,000,000

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)
 0

(5) 派遣先に関する事項
 ①派遣先事業所数 (実数)
 5

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え1年2月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
29	0	0	0	0	15	8	5	1	0	

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容	2 実技	育機関・4 その他		
イ 1 使用する機器の危険性、取扱方法	2	1	4	1
ロ 3 作業手順及び開始時点検	2	2	4	2
ハ 5 6 疾病予防対策、4S教育	1	1	5	0.5
ニ 7 緊急時退避、事故時応急処置	1	2	5	0.5

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社A	福島県福島市
B有限会社	福島県二本松市
C株式会社	派遣先事業主の本社所在地 (市区町村まで)

労働安全衛生規則第35条第1項 第1号~第8号は以下の教育内容です。他に第9、10号もあります。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
イ 個人情報取扱	2	1	1	1	2

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者を派遣した労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用になった労働者数 (人)

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置)を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	
計										
3年見込み										
2年半から3年未満見込み										
2年から2年半未満見込み										
1年半から2年未満見込み										
1年から1年半未満見込み										
1年未満見込み (※1)										

(8)は、報告対象期間中の、**有期雇用派遣労働者に実施した「雇用安定措置」の状況** を記載します。
 ただし、以下の有期雇用派遣労働者の場合は原則として記載不要です。
 ▲今までと同じ派遣先の派遣契約が更新され(見込み含む)、雇用が継続している場合
 ▲第1号~第4号までの措置を講じたが、本人が退職を希望した場合 …など
 ※報告対象期間(第1面8)に雇用安定措置を講じた人数(回数)です。第2面(1)②とは一致しません。

⇒ くわしくは次ページの解説と記載例を参考にしてください。

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。
 ※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

第2面（8）雇用安定措置(法第30条)の実績の記載について

I年度報告において、報告対象期間内に派遣した**有期雇用派遣労働者のうち、継続して就業を希望した者で、下記の●のいずれかに該当する場合は「雇用安定措置の対象者」のため、実施した措置（第1号～第4号等）の数を記載します。**

- **同一の組織単位(同じ派遣先の部署等)で継続して1年～3年間派遣される見込みだったが、派遣契約が終了した者（下の表1A・B）**
- **同一の派遣元での雇用期間が通算1年以上で、派遣契約が終了した者（下の表1C）**

※ 無期雇用派遣労働者・60歳以上の者・産前産後休業の代替者等は、雇用安定措置の対象外です。記載しません。
 ※ 1人に対して複数回同じ措置を実施した場合は累計数を記載します。（同じ者に次の派遣先を2度提供した⇒人数「2」と記載）

(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績	※報告期間末日現在の実人数である(1)②派遣労働者の総計とは一致しません。	派遣先へ直接雇用してくれるよう依頼した数	派遣先へ直接雇用してくれるよう依頼し、実際に直接雇用となった数	新たな派遣先を提供した数 ※無期雇用として同一派遣先を提供したものを含む ※同一派遣先の更新は含まず	実際に新しい派遣先で就業となった数	派遣元において派遣労働者以外の労働者として無期雇用とした数	教育訓練を実施した人数 ※次の派遣先が見つかるまでや就業までの待機時等に実施したものの数を講じた人数	欄外 ※2	教育訓練でも紹介予定派遣でもない措置(職業紹介)を講じた数	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった理由 ・措置を講じなかった理由 ・装置を講じたが決まらなかった理由(退職した等)	
期間	対象派遣労働者数	第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
計	7	2	1	10	3	1		1			
3年見込み	1	1	1								
2年半から3年未満見込み											
2年から2年半未満見込み	2	1	0	1	1	1					
1年半から2年未満見込み											
1年から1年半未満見込み	1			3	0			1			
1年未満見込み(※1)	3			6	2						

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。
 ※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

【雇用安定措置（派遣法第30条）とは】 ～「H27年 労働者派遣法 改正法の概要」より抜粋～

派遣元事業主は、同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがあるなど一定の場合に、派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置(雇用安定措置)を講じることが必要です。

■ 雇用安定措置は4つ

① 第1号 派遣先への直接雇用の依頼

対象となる派遣労働者が現在就業している派遣先に対して、派遣終了後に、本人に直接雇用の申込みをしてもらうよう依頼します。
 この依頼は、書面の交付等により行うことが望ましいです。

② 第2号 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）

派遣労働者が派遣終了後も就業継続できるよう、新しい派遣先を確保し、派遣労働者に提供します。提供する新しい派遣先は、対象となる派遣労働者の居住地やこれまでの待遇等に照らして合理的なものでなければならず、極端に遠方であったり、賃金が大幅に低下したりするような場合には措置を講じたものと認められない場合があります。
 ※対象となる派遣労働者を派遣元事業主が無期雇用とした上で（期間制限の対象外となります。）これまでと同一の派遣先に派遣することも、この措置に該当します。

③ 第3号 派遣元事業主による無期雇用派遣元事業主が、対象となる派遣労働者を無期雇用とし、自社で就業させる(派遣労働者以外の働き方をさせる)もの

④ 第4号 その他雇用の安定を図るために必要な措置

- ・ 新たな就業の機会を提供するまでの間に行われる有給の教育訓練
- ・ 紹介予定派遣

■ 雇用安定措置の対象者は

表 1

雇用安定措置の対象者	派遣元事業主の責務の内容
A : 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方 ※いずれも、本人が継続して就業することを希望する場合に限られます。	①～④のいずれかの措置を講じる義務 ※ ①の措置を講じた結果、派遣先での直接雇用に関わらなかった場合には、派遣元事業主は、②～④のいずれかの措置を追加で講じる義務があります。
B : 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある方 ※いずれも、本人が継続して就業することを希望する場合に限られます。	①～④のいずれかの措置を講じる努力義務
C : (上記以外の方)派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の方 ※現在、いわゆる「登録状態」にある方も、この対象者の中に含まれます。	②～④のいずれかの措置を講じる努力義務

■ 雇用安定措置の義務と発生と消滅

▲派遣される「見込み」は、労働者派遣契約と労働契約の締結によって発生 します。

→ 3年の労働者派遣契約と労働契約を締結している場合は、**A** に該当します。

→ 3か月更新を反復している場合で、継続就業が2年9か月となった段階で、労働者派遣契約と労働契約の次の更新がなされた場合は、**A** に該当します。

▲義務は、派遣元事業主によって適切に履行されるか、派遣労働者が就業継続を希望しなくなるまで、効力が存続 します。

様式第11号 (第3面)

派遣労働者の賃金は、給与、交通費、賞与、諸手当、有給休暇分等を含む
 「(賃金÷総労働時間)×8時間」の金額を記入
 所定労働時間が8時間でない場合は、8時間で計算しなおして金額を記入する

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

労使協定の対象派遣労働者の賃金額を記入
 対象者がいない場合(派遣先均等・均衡方式)は空欄

業務区分	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
01~99 全業務平均合計額/記載業務の合計数	13,075	14,283	12,264	9,121	10,095	10,095	8,509	8,509
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	13,870	14,000	12,930	9,890	10,000	10,000	9,122	9,122
26 会計事務従事者	14,566	14,566		10,190	10,190	10,190		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
第4面								
99 分類不能の職業	11,525		11,525	7,918			7,918	7,918

複数の業務に派遣している場合は**主たる業務**を記入

派遣料金は**消費税を含む額**で記入

職種ごとの合計
 = **全業務平均** (少数点以下四捨五入)
職種の数

●「全業務平均」の欄は縦列(職種ごと)の金額を単純平均

⇒「派遣料金」の計算例
 ・派遣労働者平均 (13870+14566+12338+11525)÷4 = **13,075**
 ・無期雇用派遣労働者 (14000+14566+0)÷2 = **14,283**
 ・有期雇用派遣労働者 (12930+0+12338+11525)÷3 = **12,264**

⇒「派遣労働者の賃金」の計算例
 ・派遣労働者平均 (9890+10190+8486+7918)÷4 = **9,121**
 ・無期雇用派遣労働者 (10000+10190+0+0)÷2 = **10,095**
 ・有期雇用派遣労働者 (9122+0+8486+7918)÷3 = **8,509**

「14-3」、「15」の場合、派遣業務内容を余白に記入

「派遣料金」: 全派遣労働者、無期雇用、有期雇用
 それぞれに以下の計算式をあてはめる
【計算式】

$$\frac{\text{派遣料金の総額}}{\text{総労働時間}} \times 8 \text{時間}$$
 ※派遣料金は派遣元へ支払われた(請求した)金額すべて
 ※「派遣労働者平均」は、無期と有期の金額を合計するのではなく、派遣労働者全体として計算する

「派遣労働者の賃金」: 全派遣労働者、無期雇用、有期雇用
 それぞれに以下の計算式をあてはめる
【計算式】

$$\frac{\text{派遣労働者の賃金の総額}}{\text{総労働時間}} \times 8 \text{時間}$$
 ※賃金は報告対象期間中に派遣労働者へ支払われたすべての賃金(各種手当、賞与等含む)の総額
 ※「派遣労働者平均」は、無期と有期の金額を合計するのではなく、派遣労働者全体として計算する

第3面・第4面(9)①職業分類は
 総務省HP内「日本標準職業分類」で検索可

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

※99は〇〇〇業務

様式第11号 (第4面)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く) (続)

	派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 製品製造・加工処理従事者	12,338		12,338	8,486			8,486	8,486
53								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 製品検査従事者								
57								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業	11,525		11,525	7,918			7,918	7,918

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

※99は〇〇〇業務

様式第11号 (第5面)

派遣料金は**消費税を含む額**で記入

労使協定の対象派遣労働者の賃金額を記入
(対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

左記業務4-1~19以外の日雇派遣業務も含んだ 派遣料金の平均、賃金を記載
(少数点以下四捨五入)

左記業務4-1~19以外の日雇派遣業務のみ の場合は、「全業務平均」のみ記載

令第4条に該当しない 日雇派遣(60歳以上、学生、生業収入500万以上、
世帯収入500万円以上の者)のみ の場合は**全業務平均の欄のみ**記載

(10) マージン率等の情報提供の状況

インターネット上での公開が令和3.4.1~義務化されています

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	<input checked="" type="radio"/>
書類の備付け	<input type="radio"/>
その他 (企業パンフレットへの記載)	<input type="radio"/>

(※実施中のものに「○」を記入)

その他の場合は、「提供方法」を記載する

「マージン率等の情報提供」は、派遣法第23条第5項により事業所ごとに行うことが義務付けられています。
情報提供が必要な項目は以下のとおりです。

- ① 派遣労働者の数
- ② 派遣先の数
- ③ マージン率
- ④ 教育訓練
- ⑤ 派遣料金の平均額
- ⑥ 派遣労働者の賃金額の平均
- ⑦ 労使協定を締結しているか否か
 - ・対象となる派遣労働者の範囲および有効期間の終期
 - ・締結していない場合はその旨
- ⑧ その他参考となる項目

※情報提供の方法は、原則として「インターネット(自社ホームページ等)」の利用により、一般に広く公開が必要です。自社にホームページがない場合は、厚労省運営の「人材サービス総合サイト」上での情報提供(掲載)でも結構です。全国の派遣元事業主が検索可能なサイトですのでぜひご活用ください。

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

①は **実績がなくても必ず記載**

職務経験有り…過去にキャリアコンサルティングの経験がある、または人事部門の経験が3年以上ある等
知見有り…キャリアコンサルティングの知識を有していること

※ 「職務経験有り」か「知見有り」か、**必ずどちらかに人数を記入**

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	1	1		1		
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

報告対象期間中の派遣労働者の人数 [全派遣労働者 ≥ 実施を希望した者の人数 ≥ 実施した者の人数]

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数					実施した者の人数			
	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	15	3	12	10	3	7	10	3	7

キャリアコンサルティングの実施がなくても、派遣の実績があれば人数を記入

フルタイム(1年以上の雇用見込み)の派遣労働者が **15人の場合**の記載例 (入職⇒派遣就業開始)

- 【1年目】入職から1年目 **9人** (製造5、事務4)
- 【2年目】 " 2年目 **4人** (事務4)
- 【3年目】 " 3年目 **0人**
- 【4年目】 " 4年目以降 **2人** (生産管理2)

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1) フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

1.2.3いずれかに○し、別業に分けてそれぞれ作成

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用時研修	1				31.5				2	1	1	1
(ロ) ビジスマナー基礎	9				18				2	1	1	1
ロ 職能別訓練												
(イ) 製造工程実務研修	2				40				1	2	1	1
(ロ) エクセル応用	1	2		2	64	64		16	2	1	1	1
ハ 職種転換訓練												
(イ)												
(ロ)												
ニ 階層別訓練												
(イ)				4				16	2	1	1	1
(ロ)				2				2				
ホ その他の教育訓練												
(イ)												
(ロ)												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)	153.5	64	0	32	1~3年目のaの合計 (c)				217.5			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)	9	4	0	2	1~3年目のbの合計 (d)				13			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	17	16	0	16	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				16			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)									1,190			

(b) 延べ人数ではなく、**実人数**

(a) 上段 実施時間の総計の合計
31.5H + 18H + 40H + 64H = 153.5H

(a÷b) **小数点以下は切り捨て**

忘れずに記入!

教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載(時給換算)

Ⅱ 6月1日現在の状況報告(第7面～9面)の報告対象は「6月1日」の1日のみ

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第7面)

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

- 6/1が土曜日の場合は6/3(月)、日曜日の場合は6/2(月)の状況を記入
- 実際に6/1に派遣した労働者の実人数を記入
※6月1日に派遣しなかった者や休んだ者(有給休暇含む)は除く
- Ⅱ 6月1日現在の状況報告」のみの報告は、第1・7・8・9面を提出

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
14	2	2	8	8	1	1	3	1

労使協定の対象派遣労働者の人数を記入(第7～8面の合計)
※対象者がいない場合(派遣先均等・均衡方式)は空欄

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	2			2	2
26 会計事務従事者	3	3	3		
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

複数の業務に派遣している場合は**主たる業務**を記入

第7面・第8面1②職業分類は
総務省HP内「日本標準職業分類」で検索可能

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者 (日雇派遣労働者を除く) の実人数 (続)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43~45 自衛官・司法警察職員等					
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	6			6	4
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者	2			2	2
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者	1			1	1
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

※製造業務とは？

⇒ 物を製造する、施設内で行われる業務(職業分類番号 **49~54、56、57、59**)のうち、直接的に物を製造する(製品検査含む)業務をいいます。
 以下のような業務は**含まれません**。

- × 配送部門等における完成品の運搬、保管、梱包
- × 自動車整備工等(55)
- × ○○検査工等(58)

※派遣先均等・均衡方式の派遣労働者が2名いる例

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

※99は○○○業務

③ 特定製造業務従事者の実人数 (①の内数)

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
8			8	8

6月1日に派遣した労働者のうち、**製造業務** (特定製造業務)に従事した人数を記入
 $5 + 2 + 1 = 8$ 人

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者 (日雇派遣労働者を除く) の実人数 (①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

6月1日に派遣した労働者のうち、**高齢者 (60歳以上)** の人数を記入

第9面⑤⑥⑦

- 実際に6/1に派遣した労働者の実人数を記入
※6月1日に派遣しなかった者や休んだ者(有給休暇含む)は除く
- 労使協定の対象派遣労働者の人数を記入
※対象者がいない場合(派遣先均等・均衡方式)は空欄

(日本産業規格A列4)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
3	1		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計の内数)

日雇派遣労働者
協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	1	
4-2 機械設計	2	
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O.Aインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

- 第9面⑤のうち、「i ~ ivに該当しない者」欄の日雇派遣労働者は必ずいずれかの業務に該当する
- 複数の業務に派遣している場合は**主たる業務**を記入

協定対象派遣労働者がいない場合は記載不要
(派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合)

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

登録制度を設けている場合のみ記載
※「6月1日に派遣した人数」 + 「過去1年以内に派遣したことがある人数」の合計

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

12

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	3	9	—	2
健康保険	3	9	—	1
厚生年金保険	3	9	—	1

6月1日に派遣された労働者(第7面1-①の人数)についての雇用保険・社会保険の加入状況を記入
※未加入者がいる場合には、余白に未加入の理由を記載してください。

- (例) 1週間の所定労働時間が20時間未満のため1名未加入
- (例) 1週間の所定労働時間が20時間未満のため1名未加入

※第7面①は雇用実績で分けていますが、この第9面3は雇用見込みで分けているため、ここでは第7面①「**通算雇用期間が1年未満の無期雇用派遣労働者**」は、「雇用見込みが1年以上の労働者」の「**無期雇用派遣労働者**」に含めます。

※※※こちらは記載要領ですので提出は不要です※※※

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第10面)

記載要領

第1面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 6欄及び7欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。
- 5 10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。
- 7 12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

I 年度報告

第2面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいうこと。

- 6 （2）欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 7 （3）欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 8 （3）欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（3）欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 9 （3）欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。（3）欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（3）欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 10 （4）欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 11 （4）欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 12 （4）欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 13 （4）欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 14 （4）欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 15 （4）欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 16 （4）欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 17 （4）欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 18 （4）欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 19 （5）欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 20 （6）欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 21 （6）欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいう。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 22 （6）欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 （6）欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 24 （6）欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用には結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用には結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 25 （6）欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民間職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

※※※こちらは記載要領ですので提出は不要です※※※

様式第11号（第12面）

（日本産業規格A列4）

第3面から第5面まで

- 26 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 27 （7）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 28 （7）欄の②欄には、報告対象期間（第1面の8欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 29 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 30 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 31 （8）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第13面）

第6面

- 32 （9）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 33 （9）欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 34 （9）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 35 （9）欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 36 （9）欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 37 （9）欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 38 （9）欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 39 （9）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 40 （9）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 41 （9）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、40の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること）。
- 42 （9）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 43 （9）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 44 （9）欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 45 （9）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 46 （9）欄の③欄の「1～3年目のaの合計（c）」及び「1～3年目のbの合計（d）」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）」には、上述の（c）を（d）で除して算出された数字を記載すること。
- 47 （9）欄の③欄については、上記45を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 48 （9）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

※※※こちらは記載要領ですので提出は不要です※※※

記載要領

II 6月1日現在の状況報告

第7面から第9面まで

- 1 1欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1欄の①欄、②欄、②の（続）欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（1欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 6 1欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。
- 8 1欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 9 1欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 10 2欄には、6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されることがない派遣労働者を除く。）を記載すること。
- 11 3欄には、報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。